

令和3年度第8回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年11月10日(水)
招集場所	米子市役所4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員
欠席農業委員	2番 泉新一委員 10番 関本五郎委員 19番 矢倉篤實委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 福島公明委員 池口稔委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦事務局長補佐 妹尾係長 高田係長 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する許可について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地利用計画の一部変

更に係る意見照会に対する回答について

オ 第5号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について

カ 第6号 米子市農用地利用集積計画の決定について

キ 第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律（昭和25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

ク 第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

5 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について

(4) 非農地現況証明について

(5) 農地転用現況確認書の交付について

(6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について

(7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について

(8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第8回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号7番の公本委員と議席番号8番の小西委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、泉委員、関本委員、矢倉委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号49の福市、兼久、日原について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。場所について画面をご覧ください。番号49番、福市、兼久、日原の贈与について説明します。申請地は、埋蔵文化センター近くの畑1筆、及び尚徳中学校近くの、田4筆、畑1筆、計4、730平方メートルの農地の贈与です。親子間で贈与を行うものです。取得後の経営面積は47アールです。詳細は議案および別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足があればお願いします。

田子農業委員

49番について補足します。現地調査は11月2日に田子農業委員、大塚推進委員と行いました。本議案は父親から息子への親子間の贈与で、田、畑とも耕作されています。許可については問題無いと考えます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページ議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。6ページ番号5の橋本の件は、10ページ議案第3号番号80の橋本と関連しますので、併せて審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

岩佐農業委員

4条5番と5条80番について一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。場所は県道淀江岸本線の近くにある橋本地内です。転用目的は、4条と5条あわせて一軒の住宅を計画したものです。11月2日に岩佐農業委員、小林推進委員、事務局で現地確認を行いました。造成計画は最高40センチ、最低15センチの盛土造成を行います。擁壁として隣地境界にL型擁壁50センチを設置します。雨水の排水は、敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画です。汚水は農業集落排水へ流す計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われれます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

始めに、6ページ議案第2号、番号5の橋本について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、10ページ議案第3号番号80橋本について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページをお願いします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは8ページ番号74の大篠津町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

74番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。転用目的は、既存施設の拡張で駐車場を計画したものです。10月29日に角農業委員、本池推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、最高20センチ、最低10センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック15センチを2段設置します。雨水の排水は地下浸透及び自然流下により既設道路側溝へ流す計画です。汚水は発生しません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号75の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

75番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。転用目的はクリニックの既存施設の拡張で駐車場の進入路部分の計画です。隣接地5筆を含めた駐車場の計画となっています。11月14日に松本推進委員が現地確認をしました。造成計画は最高50、最低30センチの盛土造成を行います。雨水排水は、敷地内に新設側溝を敷設し、集水後、既存の農業用排水路へ流す計画です。汚水の発生はありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、小集団の生産力の低い農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。続きまして、番号76の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

76番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。米子高専と彦名保育園の南側に位置する農地です。転用目的は一般住宅です。11月1日に公本農業委員、田口推進委員で現地確認をしました。造成計画は、最高56センチ、最

低35センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック15センチを4段設置します。雨水排水は、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画です。汚水の排水は、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画です。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号77の河崎から9ページ番号78の両三柳について、一括審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

77番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。転用目的は一般住宅です。11月1日に大縄農業委員、山中推進委員で現地確認を行いました。造成計画は最高50センチの盛土と、最高20センチ、最低10センチの切土を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁120センチを設置します。雨水は敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、300メートル以内に駅がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

大縄農業委員

78番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。転用目的は、博愛病院の既存施設の拡張で駐車場です。11月1日に大縄農業委員、山中推進委員で現地確認を行いました。造成計画は最高25センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁100センチを設置します。雨水の排水は、敷地内に新設側溝を敷設し、集水後、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、〇〇番と〇〇番は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地であり、第3種農地に該当します。〇〇番と〇〇番は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地であり第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号79の車尾南1丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

廣東推進委員

79番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。東山の運動公園につながる場所です。転用目的は車尾保育園の駐車場です。10月30日に船越農業委員、廣東推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、最高100センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁110センチ、コンクリートブロック10センチを2段設置します。雨水の排水は、自然流下により既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地であり第3種農地に該当します。転用について

問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ番号81の浦津から番号82の高島について一括審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

能登路推進委員

81番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。転用目的は一般住宅です。11月4日に田邊農業委員、能登路推進委員で現地確認を行いました。造成計画は10センチから20センチの盛土造成を行います。隣接境界は土羽打ちを行います。西側の既存住宅とは今後話し合いコンクリートブロックを設置予定とのこと。雨水は敷地内の溜桝から既設の道路側溝へ接続する計画で問題ありません。汚水は農業集落排水へ接続します。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。北側の隣接農地は譲渡人の所有地のため、同意は不要です。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

82番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。11月2日に田邊農業委員、森中推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま整地のみを行い利用しますが、雑

草対策等のためパネル設置の下部にバラスを10センチ程度敷設します。敷地境界は土砂等流出防止の措置として、1メートル程度を緩衝地として空けて設置等を行います。また、防護柵高さ120センチを設置します。雨水排水は地下浸透及び自然流下により農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。南東側の隣接農地は、譲渡人の所有地のため同意不要です。農地区分は、ほかの農地区分に該当しない農地で農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地に該当します。転用については特に問題はないと思われま

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページをお願いします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に規定に基づき意見を求めます。それでは12ページ番号1の尾高について審議します。事務局から説明してください

事務局（高田係長）

申出者は、申出地の隣地で建設資材等のレンタルを主業務とする会社の米子営業所を運営しています。米子営業所は県中部から島根県出雲市までを営業区域としているが、当初の予想を超える需要があり、車両の通行・資材の積み下ろし等の道路幅や保管の高さの社内基準を順守できない状態となり、早急に保管場所の確保及び労働環境等の改善を図る必要が生じました。令和元年の拡張時には、5年後の取扱量を2,500トンと予測していましたが、この度、令和8年度の取扱量は3,000トンまで増加する見込みとなったことなど。また、一日の入庫車両も当初の20台が、現在は30台を超える日があるため、米子営業所の所有台数2台では不足し、顧客の要望に応えられないため、3台の増車を計画したということです。今後、一日の入庫車両が50台程度になると予想され、積み下ろしの待機場所も必要になることが予測されます。これに対応するため、製品の保管場所及び整備場所、車両の駐車及び待機場所並びに増員する社員の駐車場の確保が必要となり、米子営業所の移転先を検討していたが、適切な移転先が見つからなかったとのこと。その時、施設の隣地の譲渡の話があ

り、また、営業所開設以来、事故・トラブル等もなく、地元との関係も良好で、幹線道路へのアクセス等の条件の良い既存施設の拡張が最良と判断し、本農振農用地区域の変更申出があったものです。

市の考え方としては、事業計画にあるように、規模拡大に対応するため事業用地を検討したが、現在地の南側の養魚場敷地について、地権者に打診したが断られ、また、米子インター周辺工業用地の分譲を打診したが、すでに売約済みであり、また、米子市旗ヶ崎のパチンコ店跡地を検討したが、振動騒音等の周辺環境の悪化が懸念されるため断念したとのこと。既存の施設は、南は養魚場、東は市道、西は佐陀川に囲まれ、拡張できる敷地は北側の農地しかありません。申出地は幹線道路へのアクセス等の条件の良い既存施設の隣地であり、また、地元との関係も良好で、地権者、地元改良区との協議も出来ており、汚水等の発生もなく、農業に係る支障は軽微と判断しました。これらを勘案した結果、市街地への交通量の軽減、地域の交通への配慮も図る事もできることから、土地選定も適正と考えたものです。併せて、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号で定められている集団的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積等への支障は軽微のため、農振農用地区域計画の変更もやむを得ないと判断したものです。

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足があれば説明をお願いします。

中本農業委員

この間、地域の農業委員さん、事務局で集まり調査をしました。話に出たとおり、隣が養魚場ですし、また佐陀川がありますし、いろいろな所もあたってみたけども難しいと。なおかつ会社が来られ、きちんとそれなりに地域にとということもありましたので、私達の方も問題無いではないかと、了解したという事です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続いて、15ページ議案第5号をお願いします。農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について、別表の土地について、農地法の運用についての第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

議案第5号の非農地認定の議案について説明します。資料として航空写真を置いていますのでご参照ください。番号1から番号23まで一括して説明します。お手元の資料の1枚目詳細図の区画割りを示した全体図です。2枚目以降の番号1から5までが該当地を示したものとなっています。写真で見えていただいてもおわかりいただけると思いますが、現地は番号1を除いて、日下の山間地の中に位置しており、現況も全て山林又は原野等の様相を呈しています。非農地として判断するのが適当ではないかと考えますのでご審議お願いいたします。

議長（田邊会長）

地元委員さんから補足があればお願いします。

高橋農業委員

事務局の説明のとおり、写真を見ていただければ分りますが、原野、山林と化しており、非農地と認定することに問題ないと思います。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、非農地と決定します。

議長（田邊会長）

続いて、17ページ議案第6号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した農用地利用集積計（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、20ページ番号11-1から番号11-6を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明します。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

20ページ番号11-1から番号11-5は再設定です。番号11-6は新規設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、23ページ所有権移転各筆明細について、番号11-1から番号11-3までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細について説明します。

23ページ番号11-1は、隣接農地を買い受けるものです。番号11-2は、近隣ほ場の耕作者のため買い受けるものです。番号11-3は、規模拡大のため買い受けるものです。

以上、農業経営基盤強化促18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、26ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号11-1から32ページ番号11-31までを一括審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得について説明します。26ページ番号11-1から32ページ番号11-31まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので20件、Bは相対的

契約から中間管理事業への切替で3件、Dは期間満了による更新で8件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、35ページ、議案第7号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、36ページ番号1から40ページ番号19までを一括審議します。番号10は、関係者の田中委員は、議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由を説明します。

36ページ番号1から40ページ番号19は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに38ページ番号10について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号10を除く残りにつきまして、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、43ページ、議案第8号をお願いします。相続税の納税猶予に関する適格者証明について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農用地に係る相続税の納税猶予について、申請者が同法施行令第40条の7第2項の規定に該当する適格者であることを次のとおり証明したいので、審議を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局（高田係長）

44ページをお願いします。申請者から、農地計5筆4,082平方メートルのうち、農地計4筆、2,431平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。申請者は高齢ですが、元気に活動されていることを確認しています。これらの農地を、加茂・住吉地区の大縄農業委員、住吉地区の三島推進委員と現地確認をしましたが、適正に耕作管理されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただいま事務局より説明のあった審議事項について、何かご意見はございませんか。

無いようですので、申請者は適格者である旨を証明したいと思います。

続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

報告いたします。

45ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、46ページから49ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、12件を受理しています。

次に、50ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について2件を受理しています。

次に、51ページから52ページの非農地現況証明について、8件を証明しています。

次に、53ページから54ページの農地転用現況確認書交付について、7件を交付しています。

次に、55ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

次に、56ページから57ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、6件報告を受けています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

池口推進委員

会長、ちょっと聞いてみますけどね、農業委員と米子市長との懇談会というような事は考えておられませんでしょうか。

議長（田邊会長）

やるとすれば人数を絞った形になると思います。やろうと思ったら日程を相談するような感じです。やった方がいいのでしたら相談します。コロナが今少なくなりましたので、可能かどうか相談してみます。

池口推進委員

お願いします。

もう一点、知り合いが亡くなってしまい、農業を辞めるということで、コンバインなどは売れたのですが、まだ人参の収穫機が残っています。それを売りたいと相談を受けています。弓浜の方で人参の機械が欲しい方がおられましたら、よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

もしありましたら池口推進委員の方までお願いします。

他にありませんか。

事務局（宅和事務局長）

情報提供をします。数年前から淀江駅の裏辺りの水田を大区画に整備するという事業が計画されています。令和5年から令和8年にかけて40ヘクタールの水田を大規模化する県営事業です。その農地は全て中間管理機構に貸し出す事になっています。普通は、中間管理機構が配分先を決めるのですが、ここでは、この農地を地元の担い手農家さんや地権者さんが一緒になって起ち上げる一般社団法人が、まるまる中間管理機構から土地を借る計画となっています。これが今、全国的にも流行っているようで、まるっと中間管理方式という名前もついています。一般社団法人には、地元の委員さんも構成員に加わられるようです。起ち上げはこれからですが、そういう取り組みが米子でも始まっています。地域の農地を守る、集落営農の新しい形ではないかなと思っていますので注目していきたいと思っています。以上です。

議長（田邊会長）

他にありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦事務局長補佐）

12月定例総会につきましては、12月10日（金）米子市役所4階401会議室での開催予定としております。

次に、11月、12月の農地相談は、11月25日（木）彦名公民館（彦名、夜見）、12月14日（火）米子市淀江支所（淀江、宇田川、大和）、12月16日（木）成実公民館（五千石、成実、尚徳）としております。

次に、11月分の活動実績報告書ですが、12月6日（月）までにご提出いただけますと助かります。

なお、活動実績報告書につきまして、活動していても報告書を出されない方が数名おられることは承知しています。国の指導もあり、年間を通じて活動報告が0件の方につきましては、活動の在り方について問題視される可能性があります。日頃から農地パトロールなど活動をされていることかと思いますので、来月以降、0件とならないように、報告書の提出をいただきますようお願いいたします。

議長（田邊会長）

県の農業会議でも出ていまして、国は活動報告書を見えています。活動報告書がないと、農業委員は何しているのかとなります。農地パトロールをした場合には、必ず活動報告書を記入してもらって、活動していない状況がないようにお願いします。

そういたしますと、これを持ちまして、第8回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時30分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員